○国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

（平成１６年４月１日
法人規程第１号）

改正　平成１６年法人規程第１０号
平成１６年法人規程第１１号
平成１７年法人規程第　９号
平成１８年法人規程第　２号
平成１８年法人規程第１９号
平成１８年法人規程第３６号
平成１８年法人規程第３７号
平成１８年法人規程第５０号
平成１９年法人規程第２７号
平成１９年法人規程第３９号
平成１９年法人規程第４５号
平成１９年法人規程第５０号
平成２０年法人規程第２２号
平成２０年法人規程第４０号
平成２０年法人規程第５０号
平成２１年法人規程第２９号
平成２１年法人規程第４０号
平成２２年法人規程第　２号
平成２２年法人規程第１９号
平成２２年法人規程第２４号
平成２２年法人規程第３３号
平成２２年法人規程第４４号
平成２３年法人規程第　１号
平成２３年法人規程第１９号
平成２３年法人規程第３３号
平成２３年法人規程第３６号
平成２４年法人規程第　４号
平成２４年法人規程第５７号
平成２４年法人規程第５９号
平成２５年法人規程第１１号
平成２５年法人規程第４３号
平成２５年法人規程第５５号
平成２５年法人規程第５９号
平成２６年法人規程第　５号
平成２６年法人規程第２８号
平成２６年法人規程第５７号
平成２７年法人規程第　１号
平成２７年法人規程第　３号
平成２７年法人規程第２０号

平成２７年法人規程第３６号
平成２７年法人規程第３８号
平成２７年法人規程第４６号
平成２７年法人規程第４９号
平成２７年法人規程第５９号
平成２７年法人規程第６５号
平成２８年法人規程第２７号
平成２８年法人規程第６７号
平成２９年法人規程第１０号
平成２９年法人規程第４４号
平成２９年法人規程第４７号
平成２９年法人規程第４８号
平成２９年法人規程第５２号
平成２９年法人規程第５３号
平成３０年法人規程第１２号
平成３０年法人規程第１４号
平成３０年法人規程第３３号
平成３０年法人規程第６４号
平成３０年法人規程第７０号
平成３１年法人規程第　２号
平成３１年法人規程第１８号
令和　元年法人規程第１０号
令和　元年法人規程第１５号
令和　元年法人規程第１８号
令和　２年法人規程第　１号
令和　２年法人規程第１４号
令和　２年法人規程第１６号
令和　２年法人規程第４０号
令和　２年法人規程第４１号
令和　２年法人規程第４６号
令和　２年法人規程第４９号
令和　３年法人規程第　１号
令和　３年法人規程第　４号
令和　３年法人規程第　７号
令和　３年法人規程第３６号
令和　４年法人規程第　１号
令和　４年法人規程第　３号
令和　４年法人規程第５３号
令和　４年法人規程第５９号
令和　５年法人規程第　１号
令和　５年法人規程第　２号
令和　５年法人規程第　６号
令和　５年法人規程第３４号

令和　５年法人規程第４５号
令和　６年法人規程第　１号
令和　６年法人規程第２３号
令和　６年法人規程第５９号
令和　７年法人規程第　２号
令和　７年法人規程第　４号

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　役員（第２条・第３条）
第３章　本部（第４条－第１９条）
第４章　教育研究組織（第２０条－第２９条の２）
第５章　事業費により措置する教育研究組織等（第３０条－第３６条の７）
第６章　職員等（第３７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成１６年法人規則第１号。以下「基本規則」という。）の規定に基づき、及び基本規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第２章　役員

（役員会の開催等）

第２条　基本規則第１１条の役員会は、毎月１回開催することを常例とする。

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、臨時にこれを開催することができる。

３　役員会を開催する場合には、あらかじめ、会議の日時、場所、当該会議の目的等を役員に通知しなければならない。

４　前項の通知は、会議開催日の１週間前までに、書面又は電磁的方法により行うことを常例とする。

５　役員会の議案に関し必要な事項は、法人細則で定める。

６　役員会の議を経る事項の審議の時期及び審議に際して提出する資料については、法人規則及びこれに基づく法人規程に定めるもののほか、法人細則で定める。

（役員会への監事の出席）

第３条　基本規則第１１条第３項の規定により、監事が役員会へ出席する場合には、あらかじめ学長に申し出るものとする。

第３章　本部

（副学長の数等）
第４条　基本規則第２７条第５項の法人規程で定める副学長の数は、原則として１０人以内とする。
２　学長は、毎年度、副学長の職務分担を定めるものとする。
３　前項に定めるもののほか、副学長の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

（大学執行役員の職務分担）
第４条の２　学長は、毎年度、大学執行役員の職務分担を定めるものとする。
２　前項に定めるもののほか、大学執行役員の職務分担に関し必要な事項は、別に定める。

（副学長補佐の数）
第５条　基本規則第３１条第１項の法人規程で定める副学長補佐の数は、次項に規定する者を含め、各副学長につき２人以内とする。ただし、学長が必要と認める場合は、この限りでない。
２　第１０条に規定する部に置かれる部長は、副学長補佐とする。

（運営会議の議長）
第６条　基本規則第３２条の運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。
２　議長は、運営会議を主宰する。
３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が、その職務を代行する。

（運営会議の学長指名構成員の任期）
第６条の２　基本規則第３２条第２項第４号の規定により学長が指名する構成員の任期は、１年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日の属する年度の末日とする。
２　前項の構成員は、再任されることができる。

（運営会議の開催）
第７条　運営会議は、毎週１回開催することを常例とする。
２　前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

（大学経営推進局の業務）
第８条　基本規則第３２条の２に規定する大学経営推進局は、次の業務を遂行する。
(1)　インスティテューショナル・リサーチを踏まえた法人の経営分析に関すること。
(2)　法人を取り巻く環境の将来予測及びこれを踏まえたビジョンの策定に関すること。
(3)　中長期的な法人の経営戦略の策定に関すること。
(4)　所管・部局横断的な施策の計画等に関すること。

（広報局の業務）
第８条の２　基本規則第３２条の３に規定する広報局は、次の業務を遂行する。
(1)　広報に関する総合的な企画及び調整に関すること。
(2)　広報活動の実施に関すること。
(3)　広報活動におけるステークホルダーとのエンゲージメントに関すること。
(4)　報道に関すること。

（国際局に置かれる国際室及びグローバル・コモンズの業務）

第８条の３　基本規則第３２条の４の２第１項に規定する国際室は、次の業務を遂行する。

(1)　国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の国際戦略の立案及び策定並びに推進に関すること。

(2)　法人の国際化に関する情報の収集及び集約、分析並びに提供に関すること。

(3)　海外拠点の設置及び運営を含む地域別戦略並びに海外拠点に係る活動のモニタリングに関すること。

(4)　外国の大学等との連携の推進に関すること。

(5)　教育開発国際協力の推進に関すること。

(6)　その他法人の国際戦略に関すること。

２　基本規則第３２条の４の２第１項に規定するグローバル･コモンズは､次の業務を遂行する。

(1)　法人の国際性の日常化の促進に関する企画及び調整に関すること。

(2)　事務職員のグローバル・リテラシーの向上に関すること。

(3)　外国人教員及びその家族の日常生活における諸手続等の支援に関すること。

(4)　職員の国際的な活動に係る支援に関すること。

(5)　海外安全危機管理に関すること。

（ヒューマンエンパワーメント推進局の業務）

第８条の４　基本規則第３２条の５に規定するヒューマンエンパワーメント推進局は、次の業務を遂行する。

(1)　多様な他者を適切に理解し、及び対応するための啓発及び教育に関すること。

(2)　学生及び職員のキャリアに応じた人材育成及び教育に関すること。

(3)　学生及び職員が持つ能力を活かす公正及び公平な支援環境の構築に関すること。

(4)　ダイバーシティ・インクルージョンに関すること。

（体育スポーツ局の業務）

第８条の５　基本規則第３２条の６に規定する体育スポーツ局は、次の業務を遂行する。

(1)　共通科目「体育」の開設及び大学体育・スポーツの研究推進に関すること。

(2)　スポーツの力を活用した新たな全学的教育プログラムの開発及び実施に関すること。

(3)　体育スポーツ施設の管理及び活用に関すること。

(4)　スポーツに関する活動の支援及び地域への貢献活動に関すること。

（事業・ファイナンス局に置かれる室の業務）

第８条の６　基本規則第３２条の７の２第１項に規定する資産運用・ファイナンス室は、次の業務を遂行する。

(1)　資金運用に係る戦略の立案及び推進に関すること。

(2)　不動産運用に係る戦略の立案に関すること。

(3)　資金の調達及び償還に関すること。

(4)　信用格付けに関すること。

(5)　その他法人の長期的な財務基盤の強化に関すること。

２　基本規則第３２条の７の２第１項に規定する事業・リレーション推進室は、次の業務を遂行する。

(1)　新たな附帯事業及び共同事業の開発に関すること。
(2)　IMAGINE THE FUTURE. Forum 事業の推進に関すること。
(3)　寄附募集に係る総合戦略の立案に関すること。
(4)　基金の獲得、造成及び管理に関すること。
(5)　同窓会及びステークホルダーとのリレーションの構築に関すること。

（監査室の業務）
第９条　基本規則第３３条に規定する監査室は、次の業務を遂行する。
(1)　監事の行う監査の補助に関すること。
(2)　法人の内部監査の実施に関すること。

（企画評価室の業務）
第９条の２　基本規則第３３条の２に規定する企画評価室は、次の業務を遂行する。
(1)　法人運営の改善に関すること。
(2)　中期目標・中期計画に関すること。
(3)　法人並びに本部及び教育研究組織の評価に関すること。
(4)　教育、研究等に関する基幹的な情報の収集、共有化等に関すること。
(5)　学校基本調査その他の統計調査に関すること。

（総合技術室の業務）
第９条の３　基本規則第３３条の３に規定する総合技術室は、次の業務を遂行する。
(1)　教育研究活動の技術的な支援に関すること。
(2)　教室系技術職員の人材育成及び技術の承継に関すること。
(3)　教室系技術職員の処遇改善及びキャリアパスに関すること。
(4)　教室系技術職員が主体的に行う教育研究活動等の支援に関すること。
(5)　技術支援を行うための組織及び体制の整備に関すること。
(6)　第２９条の２に規定する技術室との連携に関すること。

（情報マネジメント室）
第９条の４　基本規則第３３条の４に規定する情報マネジメント室は、次の業務を遂行する。
(1)　インスティテューショナル・リサーチに資するデータの収集及び分析に関すること。
(2)　デジタルトランスフォーメーションに係る戦略（次号において「ＤＸ戦略」という。）の策定に関すること。
(3)　ＤＸ戦略の技術支援に関すること。
(4)　業務改善の推進に関すること。
(5)　業務情報システムの整備及び管理に関すること。

（コンプライアンス・ハラスメント対策室の業務）
第９条の５　基本規則第３３条の５に規定するコンプライアンス・ハラスメント対策室は、次の業務を遂行する。
(1)　法人のコンプライアンスに関すること。
(2)　ハラスメントの相談、防止等に関すること。
(3)　法人規則等の管理に関すること。

(4)　争訟に関すること。
(5)　国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程(平成２７年法人規程第２１号) 及び国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程 (平成１７年法人規程第１０号) に基づく情報の公開に関すること。

(部の名称)
第１０条　基本規則第３４条第２項の法人規程で定める部の名称は、次のとおりとする。
(1)　総務部
(2)　財務部
(3)　施設部
(4)　教育推進部
(5)　学生部
(6)　研究推進部
(7)　産学連携部
(8)　学術情報部

(総務部)
第１１条　総務部に置く課の名称は、次のとおりとする。
(1)　総務課
(2)　リスク・安全管理課
(3)　人事課
(4)　組織・職員課
２　総務課は、次の業務を遂行する。
(1)　法人の業務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
(2)　法人の内部統制の総括に関すること。
(3)　役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
(4)　学長選考・監察会議に関すること。
(5)　運営会議に関すること。
(6)　国立大学協会に関すること。
(7)　役員等の秘書業務に関すること。
(8)　公印の管守及び法人文書の審査に関すること。
(9)　法人の意思決定及び情報伝達のシステムに関すること。
(10) アーカイブズに関すること。
(11) 地方公共団体等との連携に関すること。
(12) 大学会館に関すること。
３　リスク・安全管理課は、次の業務を遂行する。
(1)　法人のリスク管理の総括に関すること。
(2)　構内管理に関すること。
(3)　防火管理に関すること。
(4)　実験環境に関すること。
(5)　安全衛生に関すること。
(6)　防災及び学内交通安全対策に関すること。
４　人事課は、次の業務を遂行する。

(1)　総人件費の分析等に関すること。
(2)　人事及び給与制度の企画に関すること。
(3)　職員の採用、昇任、退職、給与、退職金等に関すること。
(4)　職員の定員・人員管理に関すること。
(5)　障害者及び高年齢者の雇用（再雇用を含む。）に関すること。
(6)　人事企画委員会に関すること。
(7)　福利厚生に関すること。
(8)　共済組合に関すること。
５　組織・職員課は、次の業務を遂行する。
(1)　事務組織に関すること。
(2)　職務評価に関すること。
(3)　人材育成に関すること。
(4)　就業規則に関すること。
(5)　労務管理（労働組合を含む。）に関すること。
(6)　職員の服務、兼業、勤務時間、休暇等に関すること。
(7)　職員の懲戒に関すること。
(8)　ゆりのき保育所に関すること。
６　第２項から前項までに定めるもののほか、基本規則第３４条第３項の規定に基づき、総務部に総合事務センターを置き、次の業務を遂行させる。
(1)　学内各組織が行っている業務のうち定型的業務に係る効率化及び支援に関すること。
(2)　再雇用職員の業務に関すること。

第１２条　削除

（財務部）
第１３条　財務部に置く課の名称は、次のとおりとする。
(1)　財務企画課
(2)　財務管理課
(3)　契約課
２　財務企画課は、次の業務を遂行する。
(1)　予算に関すること。
(2)　財務運営に係る企画立案に関すること。
(3)　会計に係る法人規則等に関すること。
(4)　会計に係る争訟に関すること。
(5)　会計制度に係る改善・整備等に関すること。
(6)　会計の監査（監査室及び財務管理課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
３　財務管理課は、次の業務を遂行する。
(1)　決算に関すること。
(2)　財務・経営状況の分析に関すること。
(3)　財務会計システムに関すること。
(4)　会計監査人が行う監査に関すること。
(5)　収入及び支出に関すること。
４　契約課は、次の業務を遂行する。

(1)　物品の売買､交換及び賃貸借に係る契約並びに製造その他の請負に係る契約に関すること。
(2)　物品の管理及び処分に関すること。
５　前３項に定めるもののほか、基本規則第３４条第３項の規定に基づき、財務部に全学会計センターを置き、次の業務を遂行させる。
(1)　債務の計上及び経費の精算に関すること。
(2)　旅費及び謝金に関すること。

（施設部）
第１４条　施設部に置く課の名称は、次のとおりとする。
(1)　施設企画課
(2)　施設マネジメント課
(3)　施設整備課
(4)　施設サービス課
２　施設企画課は、次の業務を遂行する。
(1)　施設整備の企画立案に関すること。
(2)　施設整備の契約に関すること。
(3)　PFI（民間資金等活用）事業に関すること。
３　施設マネジメント課は、次の業務を遂行する。
(1)　不動産の管理及び処分に関すること。
(2)　不動産の売買、交換及び賃貸借に係る契約に関すること。
(3)　光熱水料等の契約及び管理等に関すること。
(4)　役員、職員等の宿舎に関すること。
４　施設整備課は、次の業務を遂行する。
(1)　施設整備の計画に関すること。
(2)　施設整備の実施に関すること。
(3)　屋外環境の整備に関すること。
５　施設サービス課は、次の業務を遂行する。
(1)　施設維持管理の計画に関すること。
(2)　施設維持管理の実施に関すること。
(3)　エネルギーの管理に関すること。
(4)　施設の運転管理に関すること。

第１５条　削除

（教育推進部）
第１６条　教育推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。
(1)　教育推進課
(2)　教育機構支援課
(3)　社会連携課
(4)　入試課
２　教育推進課は、次の業務を遂行する。
(1)　大学教育に関する総合調整に関すること。
(2)　学群教育並びに大学院教育の推進及び運営支援に関すること。

(3)　教育情報システム等の企画立案、推進及び運営支援に関すること。
(4)　第２８条に規定するグローバルコミュニケーション教育センターに関すること。
３　教育機構支援課は、次の業務を遂行する。
(1)　教育改革の支援に関すること。
(2)　教育の質保証及び質向上に関すること。
(3)　教育組織の設置及び改廃に関すること。
(4)　グローバル教育院に関すること。
(5)　第２０条に規定する学位プログラムのうち、次の組織に関すること。
ア　第２０条第２号イに規定するシステム情報工学研究群ライフイノベーション(生物情報)学位プログラム
イ　第２０条第２号ウに規定する生命地球科学研究群のライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム
ウ　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群のヒューマンバイオロジー学位プログラム、ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム及びライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム
４　社会連携課は、次の業務を遂行する。
(1)　本学を拠点とする生涯学習の推進並びに高大連携等教育の社会連携の企画立案及び実施に関すること。
(2)　教育職員免許状等の各種資格取得に係る教育の実施に関すること。
５　入試課は、次の業務を遂行する。
(1)　入学者の選抜に係る大学全体の企画及び連絡調整に関すること。
(2)　学群及び総合学域群並びに大学院の入学者の選抜に関すること。
(3)　大学入学共通テストの実施に関すること。
(4)　第２８条に規定するアドミッションセンターに関すること。

（学生部）
第１７条　学生部に置く課の名称は、次のとおりとする。
(1)　学生生活課
(2)　学生交流課
２　学生生活課は、次の業務を遂行する。
(1)　学生生活に係る指導、助言及び援助に関すること。
(2)　学生の表彰及び懲戒に関すること。
(3)　課外活動施設等の管理に関すること。
(4)　学生の奨学金に関すること。
(5)　授業料等の免除、徴収猶予等に関すること。
(6)　福利厚生施設及び学生居住施設の管理に関すること。
(7)　第２８条に規定する保健管理センターに関すること。
(8)　スチューデントサポートセンターに関すること。
３　学生交流課は、次の業務を遂行する。
(1)　学生の国際交流に係る企画立案に関すること。
(2)　外国人研究生等の受入れに関すること。
(3)　学生の海外留学に関すること。

(4)　外国人留学生等の支援に関すること。

（研究推進部）

第１８条　研究推進部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(1)　研究企画課

(2)　外部資金課

２　研究企画課は、次の業務を遂行する。

(1)　研究事業に関すること。

(2)　研究に係る企画及び連絡調整に関すること。

(3)　教育研究施設（他課等の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(4)　研究戦略イニシアティブ推進機構に関すること。

(5)　オープンファシリティー推進機構に関すること。

(6)　DESIGN THE FUTURE 機構に関すること。

３　外部資金課は、次の業務を遂行する。

(1)　競争的研究資金その他の研究資金の導入に関すること。

(2)　研究に係る研究助成金に関すること。

(3)　国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人（以下「国等」という。）からの公的資金（共同研究、受託研究）に関すること。

（産学連携部）

第１８条の２　産学連携部に置く課の名称は、産学連携企画課とする。

２　産学連携企画課は、国際産学連携本部が定めた基本的な方針に基づき、次の業務を遂行する。

(1)　産学連携に係る企画立案に関すること。

(2)　イノベーション・エコシステムの推進に関すること。

(3)　産学連携に係る事業運営に関すること。

(4)　企業・自治体等との連携に関すること。

(5)　産学連携に係る技術移転に関すること。

(6)　知的財産の取扱いに関すること。

(7)　国等以外の資金（共同研究（特別共同研究事業を含む）、受託研究、学術指導等）に関すること。

(8)　国際戦略総合特区に関すること。

(9)　つくばグローバル・イノベーション推進機構に関すること。

(10)　トランスフォーメーションコネクト機構に関すること。

(11)　第３４条第２項に規定する高細精医療イノベーション研究コアに関すること。

(12)　第３６条の４第２項に規定する開発研究センターに関すること。

（学術情報部）

第１８条の２の２　学術情報部に置く課の名称は、次のとおりとする。

(1)　情報企画課

(2)　アカデミックサポート課

(3)　情報基盤課

２　情報企画課は、次の業務を遂行する。

(1)　図書、雑誌その他の資料（以下「図書館資料」という。）の収集及び管理に関すること。

(2)　学内で生産された学術情報の収集及び発信に関すること。
(3)　図書館システムの整備及び管理に関すること。
(4)　筑波大学出版会に関すること。
３　アカデミックサポート課は、次の業務を遂行する。
(1)　学術情報の提供に関すること。
(2)　図書館資料の相互利用に関すること。
(3)　附属図書館における学習及び教育の支援に関すること。
(4)　附属図書館における学習環境の整備に関すること。
４　情報基盤課は、次の業務を遂行する。
(1)　情報ネットワーク、計算機環境等の維持及び管理に関すること。
(2)　情報セキュリティに関すること。
(3)　情報システムを担う人材の育成に関すること。
(4)　情報環境機構に関すること。
(5)　第２７条に規定する学術情報メディアセンターに関すること。

（東京キャンパス事務部）
第１８条の３　基本規則第３４条の２第２項の東京キャンパス事務部に置く課の名称は、次のとおりとし、基本規則第６６条第３項に規定する課とする。
(1)　学校支援課
(2)　企画推進課
２　学校支援課は、次の業務を遂行する。
(1)　附属学校教育審議会及び附属学校教育局マネジメント会議に関すること。
(2)　附属学校教員選考委員会に関すること。
(3)　職員の任免、給与、分限、労務、表彰、研修等に関すること。
(4)　附属学校の児童生徒等に係る在籍管理等に関すること。
(5)　附属学校の安全管理等に関すること。
３　企画推進課は、次の業務を遂行する。
(1)　予算及び決算に関すること。
(2)　物品の調達及び管理に関すること。
(3)　施設及び設備に関すること。
(4)　大学・附属学校等の連携に関すること。
(5)　附属学校の入学者の選抜に関すること。
(6)　附属学校の教育課程及び国際教育に関すること。
(7)　理療科教員養成施設に関すること。

（エリア支援室）
第１８条の４　基本規則第３４条の３第２項の法人規程で定めるエリア支援室の名称は、次のとおりとする。
(1)　人文社会エリア支援室
(2)　数理物質エリア支援室
(3)　システム情報エリア支援室
(4)　生命環境エリア支援室
(5)　人間エリア支援室

(6)　体育芸術エリア支援室
(7)　医学医療エリア支援室
(8)　図書館情報エリア支援室

2　人文社会エリア支援室は、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
(1)　第２０条第１号アに規定する人文社会科学研究群
(2)　人文・文化学群及び社会・国際学群
(3)　人文・文化学群人文学類及び社会・国際学群社会学類
(4)　第２３条に規定する人文社会系
(5)　第２５条に規定する西アジア文明研究センター

3　数理物質エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
(1)　第２０条第２号アに規定する数理物質科学研究群
(2)　生命環境学群地球学類、理工学群数学類、理工学群物理学類及び理工学群化学類
(3)　第２３条に規定する数理物質系
(4)　第２５条に規定する宇宙史研究センター、エネルギー物質科学研究センター及びホウ化水素研究センター

4　システム情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
(1)　第２０条第２号イに規定するシステム情報工学研究群（ライフイノベーション（生物情報）学位プログラムを除く。）
(2)　理工学群
(3)　社会・国際学群国際総合学類、理工学群応用理工学類、理工学群工学システム学類、理工学群社会工学類及び情報学群情報科学類
(4)　第２２条の２に規定する理工学群総合理工学位プログラム
(5)　第２３条に規定するシステム情報系

5　生命環境エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
(1)　第２０条第２号ウに規定する生命地球科学研究群（ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム、ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム及びライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラムを除く。）
(2)　第２０条第２号エに規定する国際連携持続環境科学専攻
(3)　生命環境学群
(4)　人文・文化学群比較文化学類、人文・文化学群日本語・日本文化学類、生命環境学群生物学類及び生命環境学群生物資源学類
(5)　第２３条に規定する生命環境系
(6)　第２５条に規定する山岳科学センター及び微生物サステイナビリティ研究センター

6　人間エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。
(1)　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群の教育学学位プログラム、心理学学位プログラム及び障害科学学位プログラム
(2)　人間学群
(3)　人間学群教育学類、人間学群心理学類及び人間学群障害科学類
(4)　第２３条に規定する人間系

７　体育芸術エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

⑴　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群のニューロサイエンス学位プログラム、ヒューマン・ケア科学学位プログラム、パブリックヘルス学位プログラム、スポーツ医学学位プログラム、体育学学位プログラム、スポーツ・オリンピック学学位プログラム、体育科学学位プログラム、コーチング学学位プログラム、芸術学学位プログラム、デザイン学学位プログラム及び世界遺産学学位プログラム

⑵　第２０条第３号イ及びウに規定するスポーツ国際開発学共同専攻及び大学体育スポーツ高度化共同専攻

⑶　体育専門学群及び芸術専門学群

⑷　第２３条に規定する体育系及び芸術系

⑸　第２５条に規定するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター

⑹　第２８条に規定するオリンピック研究教育センター

８　医学医療エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

⑴　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群の医学学位プログラム、看護科学学位プログラム、フロンティア医科学学位プログラム及び公衆衛生学学位プログラム

⑵　第２０条第３号エに規定する国際連携食料健康科学専攻

⑶　医学群

⑷　医学群医学類、医学群看護学類及び医学群医療科学類

⑸　第２３条に規定する医学医療系

⑹　第２５条に規定するトランスボーダー医学研究センター及びサイバーメディスン研究センター

９　図書館情報エリア支援室においては、法人の業務のうち、次の組織に係るものを遂行するものとする。

⑴　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群情報学学位プログラム

⑵　情報学群

⑶　情報学群知識情報・図書館学類及び情報学群情報メディア創成学類

⑷　第２３条に規定する図書館情報メディア系

（社会人大学院等支援室）

第１８条の５　基本規則第３４条の４第２項の法人規程で定める社会人大学院等支援室の所掌する業務は、次のとおりとする。

⑴　第２０条第１号イに規定するビジネス科学研究群に関すること。

⑵　第２０条第１号ウ及びエに規定する法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻に関すること。

⑶　第２０条第３号アに規定する人間総合科学研究群のカウンセリング学位プログラム、カウンセリング科学学位プログラム、リハビリテーション科学学位プログラム及びスポーツウエルネス学学位プログラムに関すること。

⑷　第２３条に規定するビジネスサイエンス系に関すること。

⑸　大学マネジメント人材養成講座の運営に関すること。

⑹　教学マネジメント室に置く高等教育研究部門を担当する大学教員のうち、主たる勤務地を東京キャンパスとする大学教員に関すること。

(7)　人間系に所属する大学教員のうち、主として第３号の学位プログラムを担当する大学教員に関すること。

（マレーシア海外教育拠点支援室）

第１８条の６　基本規則第３４条の５第２項の法人規程で定める海外教育拠点支援室の名称は、マレーシア海外教育拠点支援室とする。

２　マレーシア海外教育拠点支援室は、法人の業務のうち、次の業務を遂行する。

(1)　学際サイエンス・デザイン専門学群に関すること。

(2)　マレーシア政府、マラヤ大学その他の学際サイエンス・デザイン専門学群に係る関係機関との連絡調整に関すること。

（学長の承認）

第１９条　副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長（基本規則第３２条の３第５項、第３２条の６第５項及び第３２条の７第５項で定める者に限る。次項において同じ。）、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長及び海外教育拠点支援室長は、それぞれ所掌する業務について、法人規程で定めるところにより、学長の承認を得てこれを行わなければならない。

２　学長は、業務の実施の承認に関し、法人規程で定めるところにより、その職務の一部について、副学長、大学執行役員、学長特別補佐、調整官、局長、次長、部長、課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支援室長に委任することができる。

第４章　教育研究組織

（研究群及び専攻並びに学位プログラム）

第２０条　基本規則第３８条第２項及び第３項の法人規程で定める研究群及び専攻並びに学位プログラム並びにその筑波大学大学院学則（平成１６年法人規則第１１号。以下「大学院学則」という。）第２条に規定する課程及び第３条に規定する区分は、次のとおりとする。

(1)　人文社会ビジネス科学学術院

ア　人文社会科学研究群

人文学学位プログラム（区分制博士課程）

国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程）

国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程）

イ　ビジネス科学研究群

法学学位プログラム（区分制博士課程）

経営学学位プログラム（区分制博士課程）

ウ　法曹専攻（専門職学位課程）

エ　国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）

(2)　理工情報生命学術院

ア　数理物質科学研究群

数学学位プログラム（区分制博士課程）

物理学学位プログラム（区分制博士課程）

化学学位プログラム（区分制博士課程）

応用理工学学位プログラム（区分制博士課程）

国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程）

イ　システム情報工学研究群

社会工学学位プログラム（区分制博士課程）
サービス工学学位プログラム（博士前期課程）
リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程）
情報理工学位プログラム（区分制博士課程）
知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程）
構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程）
エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程）
ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程）

ウ　生命地球科学研究群

生物学学位プログラム（区分制博士課程）
生物資源科学学位プログラム（博士前期課程）
農学学位プログラム（博士後期課程）
生命農学学位プログラム（博士後期課程）
生命産業科学学位プログラム（博士後期課程）
地球科学学位プログラム（区分制博士課程）
環境科学学位プログラム（博士前期課程）
環境学学位プログラム（博士後期課程）
山岳科学学位プログラム（博士前期課程）
ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム（区分制博士課程）

エ　国際連携持続環境科学専攻（博士前期課程）

(3)　人間総合科学学術院

ア　人間総合科学研究群

教育学学位プログラム（区分制博士課程）
心理学学位プログラム（区分制博士課程）
障害科学学位プログラム（区分制博士課程）
カウンセリング学位プログラム（博士前期課程）
カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程）
リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程）
ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程）
医学学位プログラム（一貫制博士課程）
看護科学学位プログラム（区分制博士課程）
フロンティア医科学学位プログラム（修士課程）
公衆衛生学学位プログラム（修士課程）
ヒューマン・ケア科学学位プログラム（３年制博士課程）
パブリックヘルス学位プログラム（３年制博士課程）
スポーツ医学学位プログラム（３年制博士課程）
体育学学位プログラム（博士前期課程）
スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程）
体育科学学位プログラム（博士後期課程）

コーチング学学位プログラム（３年制博士課程）
スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程）
芸術学学位プログラム（区分制博士課程）
デザイン学学位プログラム（区分制博士課程）
世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程）
情報学学位プログラム（区分制博士課程）
ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程）
ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程）
ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）

イ　スポーツ国際開発学共同専攻（修士課程）
ウ　大学体育スポーツ高度化共同専攻（３年制博士課程）
エ　国際連携食料健康科学専攻（修士課程）

（共同専攻の連携大学）
第２０条の２　前条に定める専攻のうち、共同専攻（大学院学則第２６条の４第２項に規定する共同教育課程を編成するものをいう。）を構成する他の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
スポーツ国際開発学共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県
大学体育スポーツ高度化共同専攻	鹿屋体育大学	鹿児島県

（国際連携専攻の連携大学）
第２０条の３　第２０条第１項に定める専攻のうち、国際連携専攻（大学院学則第２６条の５第１項に規定するものをいう。）において連携して教育研究を実施する外国の大学院を置く大学（以下この条において「連携大学」という。）及びその位置は、次のとおりとする。

専攻の名称	連携大学	位置
国際連携持続環境科学専攻	マレーシア日本国際工科院	マレーシア
国際連携食料健康科学専攻	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス共和国 台湾

第２１条　削除

第２１条の２　削除

（学類）
第２２条　基本規則第４４条第３項の法人規程で定める人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群に置く学類は、次のとおりとする。
(1)　人文・文化学群
人文学類
比較文化学類
日本語・日本文化学類
(2)　社会・国際学群
社会学類

国際総合学類

(3)　人間学群

教育学類

心理学類

障害科学類

(4)　生命環境学群

生物学類

生物資源学類

地球学類

(5)　理工学群

数学類

物理学類

化学類

応用理工学類

工学システム学類

社会工学類

(6)　情報学群

情報科学類

情報メディア創成学類

知識情報・図書館学類

(7)　医学群

医学類

看護学類

医療科学類

（学群に置く学位プログラム）

第２２条の２　基本規則第４４条の２第２項の法人規程で定める学位プログラムの名称は、次のとおりとする。

理工学群

総合理工学位プログラム

（外国に置く学群）

第２２条の３　基本規則第４４条第１項に規定する学群のうち外国に置く学群の名称、英語名称及びその位置は、次のとおりとする。

学群の名称	英語名称	位置
学際サイエンス・デザイン専門学群	School of Transdisciplinary Science and Design	マレーシア

（系）

第２３条　基本規則第４７条第３項の法人規程で定める系の名称は、次のとおりとする。

人文社会系

ビジネスサイエンス系

数理物質系

システム情報系
生命環境系
人間系
体育系
芸術系
医学医療系
図書館情報メディア系
学際研究系

（域）
第２４条　基本規則第４８条第１項の法人規程で定める系に置く域は、次のとおりとする。
(1)　人文社会系
人文学域
国際公共政策学域
日本学域
言語コミュニケーション学域
(2)　ビジネスサイエンス系
ビジネスサイエンス域
(3)　数理物質系
数学域
物理学域
化学域
物理工学域
物質工学域
(4)　システム情報系
社会工学域
情報工学域
知能機能工学域
構造エネルギー工学域
(5)　生命環境系
生物学域
農林環境科学域
応用生命科学域
地球科学域
(6)　人間系
教育学域
心理学域
障害科学域
(7)　体育系
体育域
(8)　芸術系
芸術域
(9)　医学医療系

臨床医学域
生命医科学域
看護・健康科学域
(10) 図書館情報メディア系
図書館情報メディア域

（先端研究センター群）
第２５条　基本規則第５０条第４項の法人規程で定める先端研究センター群に区分される教育研究施設の名称及び分野は、次の表のとおりとする。

名　　称	分　　野
国際統合睡眠医科学研究機構	睡眠覚醒機構を解明し睡眠を制御する戦略の開発並びに睡眠障害及び関連する疾患の制御を通して人類の健康増進に貢献する研究
計算科学研究センター	科学の諸領域における超高速シミュレーション、大規模データ解析等を中心とする研究、超高速計算システム及び超高速ネットワーク技術の開発並びに情報技術の革新的な応用方法の研究
生存ダイナミクス研究センター	生物の持つ環境変化へのダイナミックな応答機能を「生物の生存戦略」と捉えた新しい生命動態科学の領域を切り拓く研究
つくば機能植物イノベーション研究センター	食料・生物資源の安定的な確保に向けた植物バイオテクノロジーと遺伝資源保全利用を基調とした基盤的遺伝子研究から生産・流通を見据えた応用的研究及び研究成果を活用したイノベーションの創出支援と教育への展開
下田臨海実験センター	海洋及びその沿岸に生息する生物の発生学、生理生化学、生態学等並びに海洋学、海洋環境等に関連する生命科学及び地球科学（地理地学）の研究及び教育
プラズマ研究センター	プラズマ物理学及びその応用に関する研究教育（特に電位・電場によるプラズマ閉じ込めの向上及びプラズマの高性能化に係る研究教育）並びに関連機器の開発等
地中海・北アフリカ研究センター	地中海・北アフリカにおける新時代志向型の戦略的学際研究の推進
サイバニクス研究センター	人間の身体機能を支援・増幅・拡張する人支援技術によるイノベーションの創出と新産業創出
放射線・アイソトープ地球システム研究センター	放射性同位元素、核燃料物質、エックス線装置等の学内管理・安全教育並びにこれらを用いた基礎、環境移行、医学、加速器科学、宇宙地球化学及び環境動態予測に係る調査・研究・開発
人工知能科学センター	AI 及びビッグデータ解析技術を集結し、実用に繋がる基盤技術開発拠点の構築
微生物サステイナビリティ研究センター	持続可能な社会の構築に向けた次世代の微生物制御と微生物利用に関わる新たな学問分野を切り拓く基礎及び応用研究
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター	人間の統合的な身体活動能力を多角的に研究並びに最適パフォーマンスを引き出す科学的手法の開発・社会実装
陽子線医学利用研究センター	医学及び関連分野の研究、教育の場としての機能並びに機器の改善・開発を行うことによるがん診療における陽子線療法の有用性の確立
西アジア文明研究センター	古代西アジア文明の諸相とその後代への影響に関する学際研究及び西アジアの文化財の保全に関する研究とその社会実装
宇宙史研究センター	時空の発祥から物質の起源、宇宙の進化及び生命の起源までの宇宙史の統括的解明

エネルギー物質科学研究センター	エネルギーの高効率的利用、貯蔵、変換及び制御に関わる新規物質や材料の創製のための基盤的及び応用的研究
ホウ化水素研究センター	ホウ化水素に関する研究の拠点としてカーボンニュートラルの実現に貢献する基礎及び応用研究
山岳科学センター	菅平高原実験所、八ヶ岳演習林、川上演習林、井川演習林、筑波実験林等を活用した生物科学、農林学、地球科学、環境科学等山岳科学に関する教育研究
トランスボーダー医学研究センター	統合医科学研究部門、基礎研究部門及び生命科学動物資源センター等を活用した医科学の研究拠点と研究分野の創生
サイバーメディスン研究センター	サイバー空間における人の健康関連情報、病院情報及び社会・環境情報をデータ解析し、その成果を社会実装化する研究

２　前項の教育研究施設は、その研究内容、質等について、定期的な評価により、級ごとに分類するものとする。

３　前２項の教育研究施設の運営に必要な事項は、別に定める。

（全国共同研究施設）

第２６条　基本規則第５０条第３項の規定に基づき、前条の教育研究施設のうち、全国の研究者等との共同研究を推進する施設（以下この条において「全国共同研究施設」という。）は、次のとおりとする。

計算科学研究センター

つくば機能植物イノベーション研究センター

下田臨海実験センター

プラズマ研究センター

放射線・アイソトープ地球システム研究センター

ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター

２　全国共同研究施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一分野の研究に従事するものに利用させるものとする。

（全国共同教育施設）

第２６条の２　基本規則第５０条第３項の規定に基づき、第２５条及び第２８条の教育研究施設のうち、全国の他の大学との共同教育を推進する施設（以下この条において「全国共同教育施設」という。）は、次のとおりとする。

山岳科学センター

グローバルコミュニケーション教育センター

２　全国共同教育施設は、法人の職員及び他の国立大学法人の職員その他の者で、大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を図ることにより、当該施設の教育目的に合致する多様かつ高度な教育を推進するものに利用させるものとする。

（研究支援センター群）

第２７条　基本規則第５０条第４項の法人規程で定める研究支援センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名　　称	分　　野
研究基盤総合センター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究

学術情報メディアセンター	実験研究基盤設備の管理運用による研究及び教育の支援並びにこれらの設備による広域学際研究

（教育等センター群）

第２８条　基本規則第５０条第４項の法人規程で定める教育等センター群に区分される教育研究施設の名称及びその分野は、次の表のとおりとする。

名　　称	分　　野
グローバルコミュニケーション教育センター	学生に対する外国語教育及び外国人留学生等に対する日本語教育等
アドミッションセンター	アドミッションセンター入試等の実施、国内外における学生募集に係る広報活動の実施及び教育目標に適合した入学者の選抜方法等の調査研究
保健管理センター	学生及び職員の健康管理等
オリンピック研究教育センター	オリンピック及びパラリンピックに関する研究とそれを基盤とした教育の実践

（教育研究施設の次長）

第２９条　教育研究施設には、必要に応じ、当該施設の長を補佐するため、次長を置くことができる。

２　次長は、教育研究施設の長を補佐し、当該施設の校務を整理する。

３　前２項に規定するもののほか、次長に関し必要な事項は、教育研究施設の長が部局細則で定める。

（技術室）

第２９条の２　基本規則第５５条第１項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の右欄の技術室を置く。

組織の名称	技術室の名称
数理物質系	数理物質系技術室
システム情報系	システム情報系技術室
生命環境系	生命環境系技術室
医学医療系	医学医療系技術室
つくば機能植物イノベーション研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター技術室
研究基盤総合センター	研究基盤総合センター技術室

第５章　事業費により措置する教育研究組織等

（事業費により措置する教育研究組織等）

第３０条　基本規則第７５条第１項に規定する事業費により措置する教育研究組織等を設置又は廃止する場合は、役員会の議を経なければならない。

２　前項の教育研究組織等は、その運営に必要な経費が予算に計上されている場合に限り、これを設置することができる。ただし、当該経費が競争的資金による場合など、あらかじめ予算に計上することが困難であるときは、この限りでない。

３　前項ただし書の規定により第１項の教育研究組織等を設置したときは、当該組織の設置の日

から３月以内に補正予算を編成しなければならない。
４　前３項に定めるもののほか、第１項の教育研究組織等に係る申請手続、審査方法、研究期間、更新手続その他当該組織の設置に関し必要な事項は、法人細則で定める。
５　第１項の教育研究組織等の研究課題、構成その他運営に関し必要な事項は、別に法人規程で定める。
６　第１項の教育研究組織等の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
７　第１項の教育研究組織等の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第３１条から第３３条まで　削除

（国際科学イノベーション研究組織）
第３４条　第３０条の事業費により措置する専ら研究を行う教育研究組織として、国際科学イノベーション研究組織を置く。
２　国際科学イノベーション研究組織の名称及び研究課題は、次の表のとおりとする。

名　　称	研　究　課　題
高細精医療イノベーション研究コア	高細精医療実現のための事業化と製品化

（高細精医療イノベーション研究コアの長）
第３５条　高細精医療イノベーション研究コアに、その長を置き、学長が任命する。
２　高細精医療イノベーション研究コアの長は、教授又は准教授をもって充てる。
３　高細精医療イノベーション研究コアの長の任期は、２年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
４　前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
５　高細精医療イノベーション研究コアの長は、再任されることができる。
６　高細精医療イノベーション研究コアの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
７　高細精医療イノベーション研究コアの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
８　高細精医療イノベーション研究コアの長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第３６条　削除

（つくば臨床医学研究開発機構）
第３６条の２　第３０条の事業費により措置する共同利用・共同研究組織としてつくば臨床医学研究開発機構を置く。
２　つくば臨床医学研究開発機構は、学内外の革新的医療技術研究の成果の臨床開発への導入・推進を行うものとする。

（つくば臨床医学研究開発機構の長）

第３６条の３　つくば臨床医学研究開発機構に、その長を置き、学長が任命する。
２　つくば臨床医学研究開発機構の長は、教授をもって充てる。
３　つくば臨床医学研究開発機構の長の任期は、２年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
４　前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
５　つくば臨床医学研究開発機構の長は、再任されることができる。
６　つくば臨床医学研究開発機構の長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。
７　つくば臨床医学研究開発機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。
８　つくば臨床医学研究開発機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

（開発研究センター）
第３６条の４　第３０条の事業費により措置する開発研究組織として国際産学連携本部に開発研究センターを置く。
２　開発研究センターの名称及び開発研究課題は、次の表のとおりとする。

名　　称	開　発　研　究　課　題
プレシジョン・メディスン開発研究センター	生命医科学情報の統合・共有化と活用を可能とする統合的オミックス解析研究の拠点形成を推進し、プレシジョン・メディスンの社会還元を促進する。
未来社会工学開発研究センター	地域未来の基盤作りの研究開発を推進し、地域産業の創出、地域経済の自律的な成長を促進する。
スポーツイノベーション開発研究センター	大学スポーツにおける教育マネジメントに関わる研究拠点を形成し、学生への教育的支援の充実に資するとともに、スポーツ産業の活性化、スポーツアドミニストレーターの育成等を推進する。
ヘルスサービス開発研究センター	医療・看護・保健・介護・福祉を一連のヘルスサービスとしてとらえ、実証データに基づく質の高いサービスの実現に資する開発研究を推進する。
テーラーメイドＱＯＬプログラム開発研究センター	個人のＱＯＬを維持・向上させる画期的なテーラーメイドプログラムの開発研究を推進する。
働く人への心理支援開発研究センター	働く人への心理支援、支援人材の高度化に関する開発研究を推進する。
イノベイティブ計測技術開発研究センター	精度・質の高い革新的計測評価技術の開発研究を、研究領域・対象を問わず横断的かつ統合的に推進する。
革新的創薬開発研究センター	少子超高齢社会の医療ニーズを見据えたシーズを基礎研究現場から発掘・育成するとともに、革新的な医薬品、診断技術等の開発研究を推進する。
デジタルネイチャー開発研究センター	デジタルネイチャーに係る研究を推進し、メディア装置等とそれを活用したサービスを開発する。
スマートウエルネスシティ政策開発研究センター	健康長寿社会を実現できる都市の創生に資するため、超高齢社会に起因した諸課題に関する開発研究を推進し、その成果としての政策を社会に提言するとともに、これらを実現できる高度職業人の養成機能を確立する。
健幸ライフスタイル開発研究セン	適正飲酒に資する商品及びサービス、スポーツ及び地

ター	域コミュニティの活性化に資する酒類の新たな活用方法等の開発研究を推進する。
ゼロＣＯ$_2$エミッション機能性材料開発研究センター	水素の製造及び貯蔵、二酸化炭素の転換等のグリーンイノベーションに資する基盤技術の開発研究を推進する。

（開発研究センターの長）

第３６条の５　開発研究センターに、その長を置き、学長が任命する。

２　開発研究センターの長は、教授、准教授、特任教授、特任准教授又は特命教授をもって充てる。

３　開発研究センターの長の任期は、１年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

４　前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

５　開発研究センターの長は、再任されることができる。

６　開発研究センターの長は、当該研究組織の業務に従事する職員を監督する。

７　開発研究センターの長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

８　開発研究センターの長が部局細則を定めたときは､速やかに学長に報告しなければならない。

（オープンイノベーション国際戦略機構）

第３６条の５の２　第３０条の事業費により措置するイノベーション創出型連携推進組織として、国際産学連携本部にオープンイノベーション国際戦略機構（以下「ＯＩ国際戦略機構」という。）を置く。

２　ＯＩ国際戦略機構は、戦略的かつ国際的な産学官等の連携をプロフェッショナル人材による集中的なマネジメント体制の下で企画及び推進することにより、社会的な価値の高いイノベーションの創出を図り、もって本学全体として社会変革を先導することを目的とする。

（オープンイノベーション国際戦略機構の長）

第３６条の５の３　ＯＩ国際戦略機構に、その長を置き、学長が任命する。

２　ＯＩ国際戦略機構の長は、産学連携を担当する副学長をもって充てる。

３　ＯＩ国際戦略機構の長の任期は、１年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

４　ＯＩ国際戦略機構の長は、再任されることができる。

５　ＯＩ国際戦略機構の長は、当該組織の業務に従事する職員を監督する。

６　ＯＩ国際戦略機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

７　ＯＩ国際戦略機構の長が部局細則を定めたときは､速やかに学長に報告しなければならない。

（ヒューマン・スマートシティ研究機構）

第３６条の６　第３０条の事業費により措置する開発研究組織として、国際産学連携本部にヒューマン・スマートシティ研究機構（以下「ＨＳＣ研究機構」という。）を置く。

２　ＨＳＣ研究機構は、スマートシティ分野における分野横断型研究の成果を産学官と有機的に

連携し社会実装することにより、筑波大学を地域課題を解決する人を中心としたヒューマン・スマートシティ創生拠点に発展させることを目的とする。

（ヒューマン・スマートシティ研究機構の長）

第３６条の７　ＨＳＣ研究機構に、その長を置き、学長が任命する。

２　ＨＳＣ研究機構の長は、産学連携を担当する副学長をもって充てる。

３　ＨＳＣ研究機構の長の任期は、１年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

４　ＨＳＣ研究機構の長は、再任されることができる。

５　ＨＳＣ研究機構の長は、当該組織の業務に従事する職員を監督する。

６　ＨＳＣ研究機構の長は、法人規則、法人規程及び法人細則の範囲内で、部局細則を定めることができる。

７　ＨＳＣ研究機構の長が部局細則を定めたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第６章　職員等

（大学教員の所属する教育研究施設）

第３７条　基本規則第７７条第４項に規定する大学教員が所属する教育研究施設は、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　基本規則附則第２条第１項の規定により設置される筑波大学医療技術短期大学部に係る業務は、第２４条第１０項の規定にかかわらず、人間総合科学等支援室の医学支援室が行うものとする。

第３条　基本規則附則第３条第１項の規定により設置される研究科に係る業務は、第２４条第３項及び第５項から第１０項までの規定にかかわらず、次に掲げる支援室が行うものとする。

(1)　人文社会科学等支援室

哲学・思想研究科　歴史・人類学研究科　文芸・言語研究科　社会科学研究科　国際政治経済学研究科

(2)　人間総合科学等支援室教育・心理・心障支援室

教育学研究科　心理学研究科　心身障害学研究科

(3)　人間総合科学等支援室体芸支援室

体育科学研究科　芸術学研究科

第４条　この法人規程施行の日現に設置されている特別プロジェクト研究組織の設置期間については、第３１条第２項の規定にかかわらず、学長が別に定める法人規程で定める期間とする。

附　則（平１６．４．１５法人規程１０号）

この法人規程は、平成１６年４月１５日から施行する。

附　則（平１６．４．２２法人規程１１号）

この法人規程は、平成１６年４月２２日から施行する。

附　則（平１７．３．２４法人規程９号）

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　システム情報工学研究科の社会システム工学専攻（一貫制博士課程）、計量ファイナンス・マネジメント専攻（一貫制博士課程）、リスク工学専攻（一貫制博士課程）、コンピュータサイエンス専攻（一貫制博士課程）、知能機能システム専攻（一貫制博士課程）及び構造エネルギー工学専攻（一貫制博士課程）並びに生命環境科学研究科の構造生物科学専攻（一貫制博士課程）、情報生物科学専攻（一貫制博士課程）、国際地縁技術開発科学専攻（一貫制博士課程）、生物圏資源科学専攻（一貫制博士課程）及び生物機能科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第２０条の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第３条　体育研究科の体育方法学専攻、コーチ学専攻、健康教育学専攻及びスポーツ健康科学専攻は、新施行規程第２１条の規定にかかわらず、平成１７年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第４条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成１７年法人規則第４号）附則第２条の規定により存続する経営・政策科学研究科、理工学研究科及びバイオシステム研究科に置く専攻については、新施行規程第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平１８．２．２３法人規程２号）

この法人規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平１８．３．２３法人規程１９号）

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成１８年法人規則第２２号）附則第２条の規定により存続する医科学研究科に置く専攻については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平１８．４．２７法人規程３６号）

この法人規程は、平成１８年４月２７日から施行する。

附　則（平１８．５．２６法人規程３７号）

この法人規程は、平成１８年５月２６日から施行する。

附　則（平１８．９．２８法人規程５０号）

この法人規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平１９．３．２２法人規程２７号）

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　生命環境科学研究科の地球環境科学専攻（一貫制博士課程）及び地球進化科学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の芸術学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第２０条の規定にかかわらず、平成１９年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第３条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成１９年法人規則第２８号）附則第２条の規定により存続する環境科学研究科及び芸術研究科に置く専攻については、新施行規程第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第４条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成１９年法人規則第２８号）附則第３条の規定により存続する第一学群、第二学群、第三学群及び医学専門学群に置く学類については、新施行規程第２２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平１９．６．２８法人規程３９号）

この法人規程は、平成１９年６月２８日から施行する。

附　則（平１９．８．３１法人規程４５号）

この法人規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平１９．１２．１８法人規程５０号）

この法人規程は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平２０．３．２７法人規程２２号）

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　人文社会科学研究科の現代文化・公共政策専攻（一貫制博士課程）、社会科学専攻（一貫制博士課程）及び国際政治経済学専攻（一貫制博士課程）並びに人間総合科学研究科の教育学専攻（一貫制博士課程）、学校教育学専攻（一貫制博士課程）、心理学専攻（一貫制博士課程）、心身障害学専攻（一貫制博士課程）、ヒューマン・ケア科学専攻（一貫制博士課程）、感性認知脳科学専攻（一貫制博士課程）、スポーツ医学専攻（一貫制博士課程）、先端応用医学専攻（一貫制博士課程）、分子情報・生体統御医学専攻（一貫制博士課程）、病態制御医学専攻（一貫制博士課程）、機能制御医学専攻（一貫制博士課程）、社会環境医学専攻（一貫制博士課程）及び体育科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（以下「新施行規程」という。）第２０条の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第３条　教育研究科の障害児教育専攻及びカウンセリング専攻は、新施行規程第２１条の規定に

かかわらず、平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第４条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（平成２０年法人規則第２０号）附則第２条の規定により存続する地域研究研究科及び体育研究科に置く専攻については、新施行規程第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平２０．６．１２法人規程４０号）

この法人規程は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平２０．８．７法人規程５０号）

この法人規程は、平成２０年８月７日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平２１．４．２３法人規程２９号）

この法人規程は、平成２１年４月２３日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平２１．６．２６法人規程４０号）

この法人規程は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平２２．２．２６法人規程２号）

この法人規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平２２．３．２５法人規程１９号）

この法人規程は、平成２２年３月２５日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年３月１０日から適用する。

附　則（平２２．３．３１法人規程２４号）

この法人規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平２２．５．２７法人規程３３号）

この法人規程は、平成２２年５月２７日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平２２．９．２２法人規程４４号）

この法人規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平２３．１．２７法人規程１号）

この法人規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平２３．３．２４法人規程１９号）

（施行期日）

第１条　この法人規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）
第２条　生命環境科学研究科の構造生物科学専攻（博士後期課程）及び情報生物科学専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２０条の規定にかかわらず、平成２３年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平２３．６．２３法人規程３３号）
この法人規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則（平２３．９．２９法人規程３６号）
１　この法人規程は、平成２３年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成２４年４月１日から施行する。
２　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。
第２３条の３、第２４条第２項第５号、第４項第４号、第５項第５号、第６項第５号、第７項第６号、第８項第４号、第９項第５号及び第１０項第５号を削る。

附　則（平２４．３．２９法人規程４号）
（施行期日）
第１条　この法人規程は、平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　数理物質科学研究科の物質創成先端科学専攻（区分制博士課程）及び生命環境科学研究科生命共存科学専攻（一貫制博士課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２０条の規定にかかわらず、平成２４年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平２４．９．２７法人規程５７号）
この法人規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平２４．１１．２２法人規程５９号）
１　この法人規程は、平成２４年１２月１日から施行する。ただし、次項の規定は、平成２５年４月１日から施行する。
２　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。
第１８条の３第５項第５号中「陸域環境研究センター、」　を削除する。
第２６条の表の陸域環境研究センター及びアイソトープ総合センターの項を削る。
第２８条の表中「

生命環境科学研究科	農林技術センター 陸域環境研究センター 菅平高原実験センター

」を

「

生命環境科学研究科	農林技術センター 菅平高原実験センター

」に改める。

附　則（平２５．２．２８法人規程１１号）
この法人規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平２５．３．２８法人規程４３号）
この法人規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平２５．６．２７法人規程５５号）
この法人規程は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則（平２５．１０．３１法人規程５９号）
この法人規程は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平２６．２．２７法人規程５号）
（施行期日）
第１条　この法人規程は、平成２６年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　システム情報工学研究科の社会システム工学専攻（博士前期課程）、経営・政策科学専攻（博士前期課程）及び社会システム・マネジメント専攻（博士後期課程）は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２０条の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平２６．３．２７法人規程２８号）
この法人規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平２６．５．２９法人規程５７号）
この法人規程は、平成２６年５月２９日から施行する。

附　則（平２７．１．２９法人規程１号）
この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２７．２．２６法人規程３号）
この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２７．３．２６法人規程２０号）
（施行期日）
第１条　この法人規則は、平成２７年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　人文社会科学研究科の経済学専攻（区分制博士課程）及び法学専攻（区分制博士課程）

は、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２０条の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平２７．３．３０法人規程３６号）
この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２７．４．２３法人規程３８号）
この法人規程は、平成２７年５月１日から施行する。

附　則（平２７．５．２８法人規程４６号）
この法人規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平２７．６．２５法人規程４９号）
この法人規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平２７．９．２４法人規程５９号）
この法人規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平２７．１２．２４法人規程６５号）
この法人規程は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平２８．３．２４法人規程２７号）
この法人規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平２８．１２．２２法人規程６７号）
この法人規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平２９．３．２３法人規程１０号）
この法人規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平２９．６．２２法人規程４４号）
この法人規程は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平２９．７．１０法人規程４７号）
この法人規程は、平成２９年８月１日から施行する。

附　則（平２９．７．２７法人規程４８号）
この法人規程は、平成２９年９月１日から施行する。

附　則（平２９．８．３１法人規程５２号）
この法人規程は、平成２９年９月１日から施行する。

附　則（平２９．９．２８法人規程５３号）
この法人規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平３０．２．１６法人規程１２号）
この法人規程は、平成３０年２月１６日から施行する。

附　則（平３０．２．２２法人規程１４号）
この法人規程は、平成３０年２月２２日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第２０条の２の規定は、平成２８年４月１日から、第２０条の３の規定は、平成２９年９月１日から適用する。

附　則（平３０．３．２２法人規程３３号）
この法人規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３０．４．２６法人規程６４号）
この法人規程は、平成３０年４月２６日から施行する。

附　則（平３０．９．２７法人規程７０号）
この法人規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平３１．１．２４法人規程２号）
この法人規程は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則（平３１．３．２８法人規程１８号）
この法人規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令元．９．２６法人規程１０号）
この法人規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令元．１０．３１法人規程１５号）
この法人規程は、令和元年１０月３１日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、同年１０月１日から適用する。

附　則（令元．１２．２６法人規程１８号）
（施行期日）
第１条　この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
第２条　国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第１５号）附則第３条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラムに係る第１条、第１８条の４、第１８条の５、第２０条、第２１条及び第２１条の２の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令２．１．２３法人規程１号）

１　この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　大学研究センターは、この法人規程による改正後の第２５条の規定にかかわらず、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６０条の２に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の対象とされた履修証明プログラムに係る業務を実施するため、令和５年３月３１日までの間、存続するものとし、当該センターの長は、教育を担当する副学長をもって充てる。

附　則（令２．２．２７法人規程１４号）

この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令２．３．２６法人規程１６号）

この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１８条第２項第５号の改正規定は、同年３月２６日から施行する。

附　則（令２．５．２８法人規程４０号）

この法人規程は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令２．６．１８法人規程４１号）

この法人規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令２．７．３０法人規程４６号）

この法人規程は、令和２年７月３０日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の規定は、令和元年９月１日から適用する。

附　則（令２．１０．２２法人規程４９号）

この法人規程は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則（令３．１．２８法人規程１号）

この法人規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令３．２．２５法人規程４号）

この法人規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令３．３．１８法人規程７号）

この法人規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令３．７．２９法人規程３６号）

この法人規程は、令和３年７月２９日から施行する。

附　則（令４．１．２７法人規程１号）

この法人規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令４．３．２４法人規程３号）

この法人規程は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第１８条第２項第７号の改正規定は、同年３月２４日から施行する。

附　則（令４．９．２２法人規程５３号）

この法人規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令４．１２．２２法人規程５９号）

この法人規程は、令和５年１月１日から施行する。

附　則（令５．１．２６法人規程１号）

この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令５．２．１６法人規程２号）

この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１８条第２項及び第１８条の２第２項の改正規定は、同年３月１日から施行する。

附　則（令５．３．２３法人規程６号）

この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令５．７．２６法人規程３４号）

この法人規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令５．１０．２６法人規程４５号）

この法人規程は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令６．１．２５法人規程１号）

この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２２条の３の改正規定は、同年９月１日から施行する。

附　則（令６．３．２８法人規程２３号）

この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令６．１１．２８法人規程５９号）

この法人規程は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則（令７．１．２３法人規程２号）

この法人規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令７．３．２７法人規程４号）

この法人規程は、令和７年４月１日から施行する。